

=消費生活相談員のための判例紹介=

証券会社の説明義務違反

証券会社の勧誘により日経平均株価指数及び為替レート指数に連動するノックイン型の仕組債を購入し、損失を被った顧客に対する説明義務違反が認められた事例

東京地方裁判所 平成23年(ワ)第26718号 不当利得返還等請求事件

弁護士 鈴木 英司 (東京弁護士会)

1 事案の概要

本件事案は、原告X（昭和39年生）は、都内の金融情報関連会社に勤務し、昭和63年以降証券取引も行っていたが、平成19年6月及び7月に、証券会社Yの従業員Aの勧誘により、日経平均株価指数及び為替レート指数の両方に連動するノックイン型の仕組債を2件合計1,700万円で購入したところ、その後の円高・株安の影響で、ノックイン事由が発生し、損害を被ったというものである。

そこで、Xは、Yの従業員Aには仕組債のリスクについて十分に説明しなかった説明義務違反があり、またYには適合性原則違反の違法があるなどと主張し、Yに対して、債務不履行及び不法行為に基づき、1,268万円余の損害賠償及び遅延損害金等の請求を行った。

これに対し、Yは、Xの勤務先にAが仕組債のパンフレットと目論見書（仕組債は公募債であった。）を持参してノックイン事由の発生によるリスクや満期償還の方法について十分に説明し、Xもこれらリスクを十分に認識していたことから説明義務違反はない、また、Xには証券取引の知識経験があり、十分な金融資産も有していたなどと反論した。

2 判決の要旨

第一審である東京地方裁判所は、「株式投資などの証券取引は、投資者の自己責任によって行われるものであるが、一般投資家としての顧客は、専門家である証券会社の助言や投資勧誘に依拠して投資判断をするのが通常である。したがって、証券会社が顧客に取引を勧誘するに当たっては、顧客が自己責任をもって取引を行うことができるようにするため、取引の内容や顧客の知識経験に応じて、顧客が、取引のリスクの内容及び程度について的確な認識を形成するに足る情報を提供して説明すべき義務があるというべきであり、

かかる説明義務を尽くさずにされた勧誘行為は、不法行為上も違法になると解するのが相当である。」とした上で、（被告金融機関の従業員である）Aは、原告（X）から本件仕組債1について日経ノックイン事由又は為替ノックイン事由が生ずる見通しを尋ねられた際、「Aは、原告（X）に対し、過去5年分日経平均株価及び参照為替レートを表すチャートを示したもの、（口頭では上記の説明をしたにとどまり、）チャートに表示されている近年の日経平均株価及び参照為替レートの状況を認識する重要性を説明せず、日経ノックイン事由については心配する必要がないかのような誤った印象を与える説明を行ったのであるから、Aによる上記説明は、顧客である原告（X）において、本件各仕組債の有するリスクの程度を誤解させるものであって、的確な認識を形成するに足る情報を提供するものであったということはできない。よって、Aは、原告（X）に対する説明義務に違反したものと言わざるを得ない。」と判示した。

このような判断の決め手になったのは、「本件各仕組債発行日の約2年前ないし5年前頃である平成14年7月から平成17年7月までの間、日経平均株価は本件各仕組債の日経ノックインレベルである1万2,299円48銭及び1万1,729円24銭を下回る水準で推移したことがあること、参照為替レートは、本件各仕組債発行日の2年半前頃である平成16年11月から平成17年1月までの間、本件各仕組債のノックインレベルである1ドル101円58銭及び99円57銭に近い水準まで達したことが認められ」、このような「上記事実は、5年後の償還期限までに各ノックイン事由が生ずる見通しを判断するにあたって、楽観視することができないことを示す重要な事項であるというべき」であると裁判所が認めたところにある。

一方、原告の適合性原則違反の主張に対しては、「証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反し

て、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為上も違法となると解するのが相当である。そして、証券会社の担当者による仕組債の取引の勧誘が適合性の原則から著しく逸脱していることを理由とする不法行為の成否に關し、顧客の適合性を判断するに当たっては、当該仕組債の具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというべきである。」として、最高裁平成17年7月14日判決を仕組債にあてはめて基準を示した上で、Xには、本件以前にもノックインを経験したことがあったことや仕組債の資金は余裕資金の一部であったことを理由に、Yには適合性違反があつたことまでは認められないとした。

なお、本件は、この第一審判決を不服とするYにより控訴されたが、控訴審においても裁判所の基本的な判断は揺るがず、和解により終結した。

3 本判決の意義

本件事案は、①対象となった仕組債は、いずれもリスクの内容が詳細に記載された目論見書が作成され交付された公募債であったこと、②被害者が、金融情報関連会社に勤務する40代の女性で、昭和63年以降証券取引も行っていた経験もあったこと等から、一般的には説明義務違反が認められにくい事案であったにもかかわらず、被告金融機関に、なお「的確な認識を形成するに足る情報を提供する」義務を認めたもので、その意義には、大きなものがある。

もっとも、説明義務違反が認められた一方で、原告の主張する適合性原則違反については、上記①及び②の内容から「適合性の原則から著しく逸脱するものであったということはできない」として認められなかった。

現在、訴訟等でトラブルになっている仕組債の中には、本件のようなリスクの内容が詳細に記載された目論見書の作成交付が法律上義務づけられていない私募債形式で発行されているものも多く見られ、その場合はA4用紙2,3の説明書類で終わっているものも少なくない。

また、株式や外国為替の知識経験のない高齢者に、ほとんど説明もないまま販売しているケースも後を絶たない。

このような仕組債のトラブルについても、本判決のような厳しい基準による判断が下されれば、

多くの被害者は救われるはずであるが、やはり、「的確な認識を形成するに足る情報を提供」をしなかつたことを、事後的に立証することは、困難なケースが多いのが現実である。

本件においては、幸いにも、担当者や原告に対する証人尋問が功を奏して、「的確な認識を形成するに足る情報を提供」をしなかつたことを立証することができた事件であるが、必ずしもこのような立証が成功するとは限らない。

従つて、一般消費者としては、賢い消費者としての金融や投資の勉強も大切な一方で、次に述べるような紛争の予防にも心がける必要がある。

4 紛争予防の見地から

近年、金融市場の自由化に伴う金融商品の多様化により、多くの証券会社や銀行から、様々な金融商品が販売されるようになってきた。その中には、一見、高利回りだが、その内容が複雑で良く理解できないような商品も少なくない。

そのような商品の販売元が大手の銀行や証券会社で、信頼している相手の営業担当者から強く勧められると、よく検討もせず購入し、購入後、相場が大きく変動したときに、「こんなに損をするとは思っていなかった。」と驚くようなトラブルが後を絶たない。

一流と呼ばれる銀行や証券会社の担当者であっても、販売する担当者は、なんとか販売したいとの熱意から、いきおい商品のメリットのみを強調する方向に傾きやすく、商品の有するデメリット（リスク）については、説明がおろそかになりがちになるのが現実である。

このような一見有利に見える金融商品を薦められた場合には、相手が有名でない業者である場合にはもちろん、よく知っている長年信頼してきた有名な金融機関であっても、メリットの説明よりもデメリット（リスク）の説明を十分に受けることが大切となる。

その上で、必ず、一人で判断することなく、金融の知識や経験のある他の人に相談して頂いたい。特にご高齢の方々は、一人で判断する前に、必ず、家族と相談することにしてほしい。

ご高齢の顧客の場合、場合によっては、金融機関の担当者が、故意に家族と相談させないように仕向ける悪質なケースも散見される。このような危険性を家族の方々が感じた場合には、担当者ではなく、相手方金融機関の支店長等責任者に、直接、文書等で「説明の際には、必ず、家族を同席させるように」事前に申し入れをしておくことも、紛争予防に役立つであろう。